

第16回（平成28年8月25日）

○福浦総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員が御欠席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきまして、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから第16回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1「個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の委員会ホームページ上での公表について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしくをお願いいたします。

お手元でございます資料1に沿って「個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の委員会ホームページ上での公表について」説明させていただきます。

「1. 背景」について説明させていただきます。

委員会事務局では、平成28年1月以降「個人情報保護法質問ダイヤル」を設置いたしまして、一般的な解釈といったものに関しまして質問を受け付けてまいりました。これまで相当数の質問を受け付けてまいりまして、類似する質問ですとか一定の傾向は把握することができました。

そこで今回「個人情報保護法質問ダイヤル」によく寄せられる質問及び回答例を委員会ホームページ上で公表することによりまして、積極的に広報活動を行い、「個人情報保護法質問ダイヤル」に問合せをすることなく、適時に回答例を得る機会を提供する、それから実際に回答する際にホームページ上で公表されている回答例を案内することによりまして、回答を丁寧かつ円滑にすることを目的として、今回公表することを検討してございます。

「2. 質問及び回答例の方向性について」説明いたします。

今回は「①個人情報取扱事業者向けと個人向けに分けて質問及び回答例を掲載する」と、「②条文番号の順番に従って質問及び回答例を例示する」ことを予定してございます。

また、「個人情報保護法質問ダイヤル」に寄せられる質問が多い順番を考慮いたしまして、質問数を調整する予定でございます。

「3. 具体的な質問及び回答例について」説明いたします。

本日は事業者向けに2問、個人向けに2問説明いたします。ここで4つほど質問と回答例を記載してございますが、まだ確定はしてございませんので参考として聞いていただければと思います。

「①個人情報取扱事業者向け」の質問と回答ということで、1つ目は家電量販店で懸賞つきアンケートに答えてもらって、個人情報を取得するといった質問でございます。これは書面によって個人情報を取得する場面でございますので、その利用目的を明示する必要がありますといった回答をする予定でございます。

2ページ目、事業者向けの質問及び回答例の2つ目ですが、他の会社から、以前勤務し

ていた従業員に対する在籍確認ですとか在籍状況について問合せを受けた。これに回答してもいいのかという問いでございます。第三者提供に関する質問でございますので回答としましては、例外事由に該当する場合もしくは本人の同意がない場合には提供してはいけませんと回答例を準備してございます。

「②個人向け」の質問及び回答例の説明に移らせていただきます。

「②個人向け」の質問の1つ目、改正法が全面施行された場合、高校の同窓会名簿や自治会名簿は作成できなくなるのですか。これは改正に伴いまして、5,000人要件が撤廃されることに対応する質問でございます。回答例といたしましては、作成が禁止されるということではありません。ただし、個人情報取扱事業者としての義務を守ってください、というところを回答として掲げてございます。

3ページ目「②個人向け」の質問及び回答例の2つ目でございます。これは会社の経理部に所属している方が営業担当の方から取引先の個人情報を取得しました。営業部でこの個人情報を利用してもいいのでしょうか。同一事業者内での個人情報、個人データの利用に関する質問でございます。回答といたしましては、第三者提供の場面ではないのですけれども、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱うことはできませんといった回答例を準備してございます。

これは御参考ですけれども、こういった質問及び回答例をホームページ上で公表するということを検討してございます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 改正法が全面施行される時期が間近になって、国民の関心が非常に高まってきた結果、一定数の相談件数が蓄積されたということなのだろうと思っています。相談内容を拝見すると、同じ事柄に質問がたくさんあるのが分かりますし、それから言えばあえて電話をかけないまでも同種の事柄について、疑問を持って確認したいと思っています。やる方もたくさん水面下にはおいでだろうと思います。

そのためにもよくある質問と回答をこういうふうにとまとめて、ホームページで公表するというのは国民へのとても有意義なサービスだと思いますし、更に言えば実際に電話をかけて相談される方が回答を耳で聞くだけではなくて、ホームページでは目で確認することができるというのが非常に安心感を増すという効果もありますので、これは非常によろしいことかと思えます。

○堀部委員長 他にいかがでしょう。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 先ほどの丹野委員の御発言とも重複しますが、FAQは非常に重要だと思います。今回、そういう意味で委員会として、FAQを公表していくということは、当然必

要なことだと思っています。

構成を事業者向けと個人向けに分けて、アクセスをしやすいということも非常にいいことだと思いますので、すばらしいと思うのですが、かなり事業者と個人というレベルが違います。基本的な知識、専門知識等々がある方とない方に分けられると思いますので、特に個人向けに関してはほとんど法律を読んでみるということではなく、もういきなりFAQを見に来るという方が多いと思いますので、なるべくかみ砕いて分かりやすいような表現で回答されることがいいのかなと思っています。

あとは実際にFAQを作っても、ここはちょっと分かりにくいとか、そういった意見も追加で出てくると思いますので、これは常に洗練化していくということが必要だと思いますので、たくさん意見をもらったものを反映して、より良いものにどんどん改善していただければと思います。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 質問なのですけれども、個人向けと事業者向けの質問数の割合というのは全体の質問から割り出しているのでしょうか。それとも中身から見て、今回は事業向けというのは何十件出ているから何十件となさっているのか、その根拠というか背景をちょっと確認したいのです。

○事務局 先ほど冒頭に申し上げましたとおり「個人情報保護法質問ダイヤル」によく寄せられる質問、これを類型化して、抽出をして、質問及び回答を作るとなっております。ですので、実績ベースを反映して質問等を考えております。

○嶋田委員 今回は企業向けのほうが多くなっているということですね。

○事務局 はい。

○嶋田委員 分かりました。

○堀部委員長 他にいかがですか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ガイドラインのQ&Aがありますよね。それとの関係、整理の仕方はどんな具合に考えているのでしょうか。

○堀部委員長 其田事務局長、どうぞ。

○其田事務局長 全体的なガイドラインというものは、かつて消費者庁でありますとか経済産業省がつくっていたようなQ&Aを最終的にガイドラインが出た段階で作る必要があると思っています。現在、ガイドラインが確定するまでの間にもこのようにたくさんベシクな質問を寄せていただいていますので、まずはここにお答えをしていこうということ。最終的な改正法に基づくガイドラインを作るときには統合するのか、あるいは少し分けるのか、中身を見てまた検討していきたいと思っています。

先ほど熊澤委員からサジェスチョンを頂きましたように洗練化、ブラッシュアップをし

ていくことが重要というお話を頂きましたので、これは随時見直していくということで、更に言えば質問も様々なバリエーションがどんどん出てくると思いますので、質問に加えるものは加えていきたいと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

「個人情報保護法」のQ&Aにつきましては、マイナンバーについて既に経験があり、随時追加してきていますので、今回も順次蓄積していくことになっていくと思います。

ガイドラインとの関係では、マイナンバーのガイドラインは、委員会が番号法第37条に基づき、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とし、こうした任務を遂行する委員会が、番号法第4条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として定めましたが、今度の個人情報保護法関係のガイドラインは、個人情報保護法の第4条の国の責務、第8条の事業者等への支援、第60条の委員会の任務に基づいてガイドラインを定めることになると思いますので、Q&Aは、それを更に具体例に即して説明し、それを補うところもあります。実際には、ガイドラインを見てQ&Aを参照することもありますし、その逆もあります。委員会としては、様々な形で情報の提供をすることで個人情報についてより良く理解をしていただくよう努めていく必要があります。今日出た意見などを参考にしながら作業を進めていただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に議題2「米国との連携強化に向けた取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2をご覧ください。「米国との連携強化に向けた取組」につきまして報告させていただきます。

今月の8日に委員会事務局と在日米国大使館のワイレガラ商務担当公使及びヒル経済・科学担当公使と、日米二国間での密接な対話と連携を進めるために意見交換等を行いました。

其田事務局長から当委員会の最近の活動について説明を行ったほか、日米2国間での密接な対話と連携を行っていくことについて認識を共有するとともに、より一層の協力を進めていくということで一致をいたしました。

私からは以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 日米間と特に日EU間ということで、データ流通に関しては事業者の関心が高いということで非常に注目をされているところかと思えます。ここに関しましては7月29日の委員会で方針も議論されて、双方ともにデータ流通が担保されるような形で交渉していくということであるべく対話を深めることによって、より良い環境を作るということに

なっておりますので、定期的な対話を進めていくという方針に基づいて、とりあえず日米間のファーストステップがスタートしたということで非常によろしいかなと思っています。

今後しっかりと回数を重ねて対話を進めていくということで、引き続き日米、日EU両方の対話を具体化していただきたいと思います。コミッショナー会議が秋にあり委員長にも行っていただきますので、そういった背景もありますし、しっかりと日本のプレゼンスを高める取組をやっていくということが重要になっています。

○堀部委員長 ありがとうございます。

今回、米国とこういう形で連携をしていただく機会を作っていただきましてありがとうございました。

EUについても、6月23日のイギリスのレファレンダム、国民投票でEU離脱が多数を占めて、今後どうなっていくのかなど、情報を収集していかなければなりません。特にイギリスにつきましては、Information Commissioner's Office、ICOとはこれまでも交流をしております。嶋田委員にも昨年行っていただいたということもあります。今後ともイギリス、EUとは連携を強化していく必要があります。

それとともに、アジア、中南米、アフリカなど、今やインターネットで個人情報が瞬時にして流れる時代ですから、様々なところと連携していく必要があります。

先ほど熊澤委員が言ったコミッショナー会議は、今年も参加いたしますが、そういう場で各国に様々な形で日本の状況について知っていただくように努めていく必要があります。今後とも諸外国の関係機関との交流、連携は強化していきたいと思えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

続きまして、議題3「議事録の公開について」、福浦総務課長から説明をお願いいたします。

○福浦総務課長 説明させていただきます。

御案内のとおり、現在委員会の議事概要については公表されていてホームページに掲載しておりますが、議事録については公表していないという状況でございます。今般、この委員会における審議内容について関心が高まってきておまして、また、審議過程の透明性という観点からもマスコミや有識者から議事録公表への強い要望がございます。そういうことを踏まえすと、例えば個別案件で立入検査の権限行使に係るものや、その他業務に支障がある範囲を除きまして、議事録を公開する方向で作業を進めさせていただければと考えてございます。

具体的な公表開始の時期などについては、公表に向けた準備が必要でございまして、準備が整い次第、議事概要と同様にホームページに掲載するという公表の方法でいかがかと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

議事録の公開について、積極的に進めることにしたいと思えますが、これについて御意見があればお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 今回公表することはとてもいいことだと思います。

ただ、やはり案件の中には、先ほど課長がおっしゃられたとおり公表に適さない立入検査の権限行使に係るもの等もございますので、そのところは注意をして、できるだけ透明性の高い組織であることを国民に知っていただくことは、信頼性の面でこれからも非常に重要になってくると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 議事録はもともと行政文書ということで、きちんと委員会でオープンにして、議論していた記録ですから公表することは良いことと思います。

委員名もきちんと書いて、どういう発言があったかというのを公表するわけですが、地方公共団体で市民代表委員などを入れる場合に、市民団体から推薦された人だと名前を伏せて、A委員とかB委員と発言だけを公表したり、様々な工夫をやって公表しているのですけれども原則は公表です。この委員会は国会まで関わっているきちんとした公的な人事なので、どの委員がどういう発言をしたかというのは当然多くの人を知る必要があると思うので、委員名を隠す必要は全然ないと思うのです。公開になじまない議題については個別に非公開にするという判断を議事録を作成する際にしていけばいいのであって、できるだけ一般に早く、詳しく公表するという前提で考えていただくのがいいのではないのかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

委員会の議事録の公開については進めていきたいと思います。「情報公開法」の開示請求の場合には、請求してきた人に公開することになりますが、それよりも議事録を最初から公開するということがホームページに出すほうが、広く委員会の議事の内容について知っていただく点では大変重要な意味を持っておりますので、是非こういうことで進めていく必要があります。

準備が整い次第進めていくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上であります。

本日の会議の資料につきましては、速やかに委員会のホームページに公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、会議は閉会といたします。今後の日程につきまして福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、9月6日火曜日、14時からこの会議室で行われる予定でございます。資料についてはただいま御決定を頂いたとおりに取り扱いたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。